

長崎国際大学学則

(平成12年4月1日制定)

改正	平成13年4月1日	平成14年4月1日	平成15年4月1日
	平成16年4月1日	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成19年7月26日	平成20年4月1日
	平成20年12月19日	平成21年4月1日	平成22年4月1日
	平成23年4月1日	平成24年4月1日	平成25年1月30日
	平成25年4月1日	平成25年12月1日	平成26年4月1日
	平成26年10月1日	平成27年4月1日	平成28年4月1日
	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日
	令和5年4月1日	令和6年4月1日	令和7年4月1日

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 長崎国際大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、学校法人九州文化学園の建学の精神に則り、高い知性と豊かな教養、優れた徳性と品格、たくましい意志と健康な身体の備わった人間を育成することを目的とする。

第2節 自己評価等

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己点検・評価の実施に関する規程は、別に定める。

第3節 構成

(学部及び学科)

第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。

人間社会学部 国際観光学科、社会福祉学科

健康管理学部 健康栄養学科

薬学部 薬学科

(学部の目的)

第3条の2 第3条に掲げる各学部の教育研究上の目的は、次のとおりである。

(1) 人間社会学部は、学部にはける国際観光学科及び社会福祉学科の専門分野に関する知識と技能を修得し、知性、感性、人間性を備え、観光産業、スポーツ、国際交流、教育、社会福祉の領域において地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。

(2) 健康管理学部は、学部にはける健康栄養学科の専門分野に関する知識と技能を修得し、知性、感性、人間性を備え、健康と栄養の維持・管理における栄養学、管理

栄養学、栄養教育の領域において地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。

- (3) 薬学部は、学部設ける薬学科の専門分野に関する知識と技能を修得し、知性、感性、人間性を備え、医療薬学、衛生薬学、創薬研究の領域において地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。

(学科の目的)

第3条の3 第3条に掲げる各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 国際観光学科は、観光及び関連する領域の専門的知識・技能を修得し、観光産業・事業、国際交流、まちづくりの各分野で実践的に活動できる人材を育成する。
- (2) 社会福祉学科は、社会福祉及び関連する領域の専門的知識・技能を修得し、福祉行政・計画、福祉臨床、福祉経営の各分野で実践的に活動できる人材を育成する。
- (3) 健康栄養学科は、健康と栄養に関する領域の専門的知識・技能を修得し、健康と栄養の維持・管理の分野で実践的に活動できる栄養士・管理栄養士を育成する。
- (4) 薬学科は、人間尊重を理念に薬学に関する専門的知識・技能を修得し、医療薬学、衛生薬学、創薬の各分野で研究を遂行できかつ実践的に活動できる薬剤師を育成する。

(収容定員)

第4条 収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	編入学定員	収容定員
人間社会学部	(人)	第3年次 (人)	(人)
国際観光学科	200	30	860
社会福祉学科	60		240
健康管理学部			
健康栄養学科	80	10	340
薬学部			
薬学科	120		720

(社会福祉士養成課程)

第4条の2 社会福祉学科に、社会福祉士養成課程を設ける。

- 2 社会福祉士養成課程の学生定員は、一学年60人とする。
- 3 社会福祉士養成課程に関する規程は、別に定める。

(介護福祉士養成課程)

第4条の3 社会福祉学科に、介護福祉士養成課程を設ける。

- 2 介護福祉士養成課程の学生定員は、一学年20人とする。
- 3 介護福祉士養成課程に関する規程は、別に定める。

(精神保健福祉士養成課程)

第4条の4 社会福祉学科に、精神保健福祉士養成課程を設ける。

- 2 精神保健福祉士養成課程の学生定員は、一学年20人とする。
- 3 精神保健福祉士養成課程に関する規程は、別に定める。

(大学院)

第5条 本学に大学院を置き、次の研究科を設ける。

人間社会学研究科
健康管理学研究科

薬学研究科

- 2 大学院に関する学則は、別に定める。

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

(センター等)

第6条の2 本学に、教育・研究に関する事項を推進する組織として、センターを置くことができる。

- 2 センターに関する事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 本学に、事務局を置く。

- 2 事務局に関する事項は、別に定める。

第4節 教育研究実施組織

(教育研究実施組織)

第8条 本学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。

- 2 本学は、教育研究実施組織を編制するにあたっては、本学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

- 3 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

- 4 前項のほか、副学長を置くことができる。

- 5 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 6 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

- 7 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

第5節 運営組織

(運営会議)

第9条 本学に、大学運営全般に関し重要な事項を審議するため、運営会議を置く。

- 2 運営会議に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第10条 本学に、学校教育法に基づき、次の教授会を置く。

- (1) 全学に関する事項を審議する全学教授会

- (2) 学部に関する事項を審議する学部教授会

- 2 前項各号の教授会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(全学教育会議)

第10条の2 大学及び大学院の教育活動の総合的实施に係る事項について審議を行うため、全学教育会議を置く。

- 2 全学教育会議に関する事項は別に定める。

(グローバル推進協議会)

第10条の3 本学のグローバル化を推進することを目的として、グローバル推進協議会を置く。

2 グローバル推進協議会に関する事項は別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第12条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、本学の事情により、学長が変更することがある。

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業日 3月21日から4月5日まで

夏季休業日 8月1日から9月30日まで

冬季休業日 12月24日から翌年1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、本学の事情により、学長が変更することがある。

3 臨時休業日は、その都度学長が定める。

第2章 通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、薬学部にあつては、6年とする。

(在学期間)

第15条 本学における在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、第21条第1項及び第2項の規定により入学した者は、同条第4項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

3 第1項に定める在学期間内において、学部により在学期間に制限を設ける場合は、学長が認める場合、別途定めることができる。

第2節 入学、編入学、転入学及び再入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い入学させることができる。

(入学資格)

第17条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了した者。）

(4) 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了した者。）

- (5) 外国において、指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者
(12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程を修了した者。)
- (7) 高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者
- (8) 指定された専修学校の高等課程を修了した者
- (9) 旧制学校等を修了した者
- (10) 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEAレベルを保有する者
- (11) 国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI、NEASC)の認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者
- (12) 高等学校卒業程度認定試験(旧大検)に合格した者で18歳に達した者
- (13) 飛び入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (14) 飛び入学した者をその後に入学させる大学において、大学教育を受ける学力があると認められた者
- (15) 大学において個別の入学資格審査により認めた18歳以上の者
(入学の出願)

第18条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選抜)

第19条 入学者の選抜は、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う。

2 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(合格者の決定)

第19条の2 前条の選考による合格者の決定は、全学教授会の議を経て学長が行う。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 第19条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他別に定める所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学、転入学及び再入学)

第21条 本学の3年次に編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学若しくは短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 大学に2年以上在学し退学した者で、所定の単位を修得した者
- (4) 他の大学に2年間以上在学中の者で、現に在学する大学の学部長又は学長の転学の承認を得た者
- (5) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (7) 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国

の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(8) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

(9) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

2 前項のほか、本学への入学を志望する者には、選考のうえ、相当年次に編入学、転入学又は再入学を許可することがある。

3 第1項、第2項の入学志願者に対する取扱いについては、第18条から第20条までの規定を準用する。

4 第1項、第2項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及びその単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、入学を許可された当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成方針及び授業等）

第22条 本学は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 前項の卒業認定・学位授与の方針を踏まえ、授業科目、授業方法は次のとおりとする。

(1) 授業科目は、全学共通科目、学部共通科目、学科専門科目及び教職に関する科目とし、卒業に要する授業科目の履修方法及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(2) 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディア（ICT）を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。また、外国においても同様に履修させることができる。

（1単位当たりの授業時間）

第23条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じた1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

(1) 講義については15時間

(2) 演習については30時間

(3) 実験、実習及び実技については45時間

2 前項各号の基準どおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、講義及び演習については15時間から30時間の範囲で、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で、定めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位を定めることができる。

（単位の授与）

第24条 学生が一つの授業科目を履修した場合には、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

2 試験の方法は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第25条 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが、教育上有益と本学において認めるときは、あらかじめ他の大学又は短期大学と協議のうえ、当該他の大学又は短期大学の授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、当該学生が在籍する学部長が学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

3 前項の規定は、学生が第32条の規定により留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設及び文部科学大臣が別に定める学修)

第26条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修について、教育上有益と本学において認めるときは、学部長が当該学生が在籍する学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前条の規定により修得したものとみなし、又は前項の規定により与えることのできる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。ただし、3年次編入学生については、30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第27条 学生が次の各号のいずれかに該当する単位を有する場合において、教育上有益と本学において認めるときは、当該学生が在籍する学部教授会の議を経て、その単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 大学又は短期大学(外国の大学又は外国の短期大学を含む。)を卒業又は退学した者が、その大学又は短期大学において修得した単位

(2) 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に規定する科目等履修生として修得した単位

2 学生が本学に入学する前に行った第26条第1項に規定する学修について、教育上有益と本学において認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、学部長が単位を認めることができる。

3 前2項により修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第25条及び前条第1項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(成績の評価)

第28条 授業科目の履修成績は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点以下)、F(出席不良等)の6種類の評語をもって表示し、S、A、B、Cを合格、D、Fを不合格とする。

第4節 休学、復学、留学、転学、退学及び除籍等

(休学)

第29条 学生が疾病その他の理由により、引き続き2か月以上修学することができないときは、学長に休学を願い出て、許可を受けなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることがある。

(休学期間)

第30条 休学期間は、原則として1年以内とする。また休学期間を延長する場合は、1年又は1学期ごとに更新しなければならない。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第14条に規定する修業年限及び第15条に規定する在学期間に算入しない。

4 休学の手続き等に関しては、別に定める。

(復学)

第31条 休学期間が満了したとき又は休学期間中にその理由がなくなったときは、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

2 復学の手続き等に関しては、別に定める。

(留学)

第32条 学生が外国の大学又は外国の短期大学で学修することが、本学において、教育上有益であると認めるときは、あらかじめ、外国の当該大学又は外国の当該短期大学と協議のうえ、学長が留学を許可する

2 留学期間は、第15条に規定する在学年限に算入する。

3 留学に関しては、別に定める。

(転学)

第33条 学生が他の大学に入学又は転入学を志願しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 転学の手続き等に関しては、別に定める。

(転学部又は転学科)

第33条の2 学生から転学部又は転学科の願い出があったときは、学長がこれを許可することができる。

2 転学部・転学科については、別に定める。

(退学)

第34条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 退学の手続き等に関しては、別に定める。

(除籍)

第35条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該学生が在籍する学部長の意見を聴取し、学長が除籍する。

(1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき

(2) 第15条に規定する在学年限を超えたとき

(3) 第30条第2項に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき

(4) 正当な理由がなく、欠席が長期にわたるとき

2 除籍に関する取扱いについては、別に定める。

第5節 卒業及び学位の授与並びに資格の取得

(卒業)

第36条 第14条に規定する期間(第21条第1項、第2項の規定により入学した者については、同条第4項の在学すべき年数)以上在学し、所定の授業科目について別表第1に定める単位を修得した者については、当該学生が在籍する学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第37条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対して、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

学部・学科	学位の種類
人間社会学部	学士（観光学）
国際観光学科	
社会福祉学科	
健康管理学部	
健康栄養学科	学士（栄養学）
薬学部	
薬学科	学士（薬学）

(教育職員免許状授与の所要資格)

第38条 本学の学部の学科において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得した者は、教育職員免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

国際観光学科

中学校教諭一種免許状

(社会)、(英語)、(保健体育)

高等学校教諭一種免許状

(地理歴史)、(英語)、(保健体育)

社会福祉学科

高等学校教諭一種免許状（福祉）

健康栄養学科

栄養教諭一種免許状

3 本学において開設する、教育職員免許状取得に要する授業科目の履修方法及び単位数は、別表第2及び第3のとおりとする。

4 教育職員免許状取得に関する細部についての規程は、別に定める。

(学芸員の資格)

第39条 本学の国際観光学科において、学芸員の資格（博物館法第5条第1号）を取得しようとする者は、第36条に規定する卒業の要件を充足し、かつ別表第4に掲げる指定科目の単位を修得しなければならない。

(社会福祉士受験資格)

第40条 本学の社会福祉学科において、社会福祉士の受験資格（社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号）を取得しようとする者は、第36条に規定する卒業の要件を充足し、かつ別表第5に掲げる指定科目の単位を修得しなければならない。

(精神保健福祉士受験資格)

第41条 本学の社会福祉学科において、精神保健福祉士の受験資格（精神保健福祉士法第7条第1号）を取得しようとする者は、第36条に規定する卒業の要件を充足し、かつ別表第6に掲げる指定科目の単位を修得しなければならない。

(介護福祉士受験資格)

第42条 本学の社会福祉学科において、介護福祉士の受験資格（社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号）を取得しようとする者は、第36条に規定する卒業の要件を充足し、かつ別表第7に掲げる指定科目の単位を修得しなければならない。

（栄養士資格・管理栄養士受験資格）

第43条 本学の健康栄養学科において、栄養士の資格（栄養士法第2条第1項）を取得しようとする者は、第36条に規定する卒業の要件を充足し、かつ別表第8に掲げる指定科目の単位を修得しなければならない。

2 本学の健康栄養学科において、管理栄養士の受験資格（栄養士法第5条の3第4号）を取得しようとする者は、第36条に規定する卒業の要件を充足し、かつ別表第9に掲げる指定科目の単位を修得しなければならない。

（食品衛生管理者資格・食品衛生監視員資格）

第44条 本学の健康栄養学科において、食品衛生管理者の資格（食品衛生法第48条第6項第3号）又は食品衛生監視員の資格（食品衛生法施行令第9条第1号）を取得しようとする者は、第36条に規定する卒業の要件を充足し、かつ別表第10に掲げる指定科目の単位を修得しなければならない。

第6節 賞罰

（表彰）

第45条 学生として表彰に値する行為があった場合は、全学教授会の議を経て、学長が表彰する。

2 学生の表彰に関し、その基準及び手続等必要な事項は、別に定める。

（懲戒）

第46条 学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、全学教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学又は訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

（1） 学業に対する熱意を欠き成業の見込みがない者

（2） 性行不良で改善の見込みがない者

（3） 本学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者

4 学長は、学生に対する第2項の退学、停学又は訓告の処分の手続きを別に定める。

第7節 科目等履修生、聴講生、履修証明プログラム履修生、研究生、特別聴講学生、外国人留学生及び交換留学生

（科目等履修生）

第47条 本学が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を志願する者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として学長が入学を許可する。

（聴講生）

第47条の2 本学が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について聴講生を志願する者があるときは、選考のうえ、学長が聴講を許可する。

（履修証明プログラム履修生）

第47条の3 学校教育法に基づき本学が設置する履修証明を行うプログラム（以下、「履修証明プログラム」という。）に履修を志願する者があるときは、選考のうえ、履修証明プログラム履修生として学長が入学を許可する。

（研究生）

第48条 本学において特定の事項について研究を志願する者があるときは、選考のうえ、研究生として学長が入学を許可する。

(特別聴講学生)

第49条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は外国の短期大学を含む。）の学生で、本学の特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として学長が入学を許可する。

(外国人留学生)

第50条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として学長が入学を許可する。

(交換留学生)

第50条の2 海外の大学との協定に基づき、交換留学生として本学学生の協定締結先大学への派遣、および協定締結先の学生の受入を学長が許可することができる。

(科目等履修生等に関する規程)

第51条 第47条から前条までにに関する細部についての規程は、別に定める。

第8節 検定料、入学金、授業料及びその他の費用

(入学金及び授業料の金額)

第52条 本学の入学金及び授業料（以下「学納金という。」）は、次のとおりとする。

納付金の種別及び学部		金額	備考
入学金	人間社会学部	250,000円	入学時
	健康管理学部	250,000円	入学時
	薬学部	250,000円	入学時
授業料	人間社会学部	930,000円	年額
	健康管理学部	1,040,000円	年額
	薬学部	1,710,000円	年額（初年度）
		1,980,000円	年額（2年目以降）

2 前項の規定に関わらず、別に定める場合には学納金について減免することができる。

3 第1項の規定に関わらず編入学等により新たに入学する学生の学納金は、編入する当該学年の学生と同額とする。

4 第1項のほか、行事及び実習等にかかる費用については別途徴収することがある。なお、徴収金の取扱に関する必要な事項については別に定める。

(検定料)

第52条の2 本学の検定料については別に定める。

(授業料の納付)

第53条 授業料は、年額の二分の一ずつを、次の2期に分けて納付しなければならない。

前期分 4月30日まで

後期分 10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、前期分に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期分に係る授業料を併せて納付することができる。

3 学長は、特別の事情により、授業料を所定の期日までに納付することが困難な者に対して、願い出により、分納又は延納を許可することがある。

(休学の場合の授業料)

第54条 休学者は、休学を許可された日又は命ぜられた日の属する期の授業料を納付しなければならない。

2 復学者は、復学を許可された日の属する期の授業料を納付しなければならない。

(退学、転学、停学、除籍の場合の授業料)

第55条 退学した者、転学した者、停学を命ぜられた者又は除籍された者については、その期分の授業料は徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、未納の授業料を免除することができる。

(1) 授業料の分納又は延納を許可された者が、その願い出により退学又は転学を許可された場合における、月割計算による退学又は転学の翌月以降納付すべき授業料の全額

(2) 授業料の未納を理由として除籍された場合における、未納の授業料の全額

(3) 死亡又は行方不明を理由として除籍された場合における、未納の授業料の全額
(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第56条 学年の途中で卒業する見込みの者は、その期分までの授業料を納付しなければならない。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第57条 学長は、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者について、第53条に定める納付期限までの願い出によりその事情を審査し、授業料の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 前項の授業料の免除及び徴収猶予に関する規程は、別に定める。

(特待生)

第57条の2 本学に学納金の全部又は一部を免除する特待生をおくことができる。

2 特待生に関する事項は別に定める。

(科目等履修生、研究生及び特別聴講学生の授業料)

第58条 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生に係る検定料、入学金及び授業料に関する規程は、別に定める。

(納付した授業料)

第59条 納付した検定料、入学金及び授業料は、還付しない。ただし、第53条第2項の規定により、前期分の授業料を納付する際に、後期分の授業料を併せて納付した者が、後期分の授業料の納付時期前に退学したときは、当該後期分の授業料を還付する。

(授業料以外の納付金の徴収)

第59条の2 授業料以外の本学が委託を受けて徴収する納付金等に関する規程は、別に定める。

第9節 公開講座

(公開講座)

第60条 社会人等の教養を高め、社会文化の向上に資するため、公開講座を開設する。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

第10節 寄宿舍

(寄宿舍)

第61条 本学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する規程は、別に定める。

第 1 1 節 学則の改定

(学則の改定)

第 6 2 条 この学則の改定は、全学教授会及び運営会議の議を経て、理事会が行う。

附 則

- 1 この学則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 2 年度から平成 1 4 年度までの間の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度 ＼ 学科	平成 1 2 年度	平成 1 3 年度	平成 1 4 年度
国際観光学科	2 0 0 人	4 0 0 人	6 6 0 人
社会福祉学科	1 0 0 人	2 0 0 人	3 1 0 人

附 則 (平成 1 3 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 2 年度の入学者については、改正後の第 5 0 条、第 5 1 条、第 5 4 条及び第 5 7 条の規定にかかわらず、なお従前の規定による。

(教職課程設置及び授業料等の改定に伴う改正)

附 則 (平成 1 4 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 5 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

(教職課程 (英語) 設置に伴う改正)

附 則 (平成 1 6 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

(大学院設置に伴う改正)

附 則 (平成 1 7 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 2 条第 2 項別表第 1 - (3) に規定する社会福祉学科の卒業に必要な修得単位及び授業科目の設置区分は、平成 1 6 年度以前の入学生は、なお、従前の規定による。
- 3 第 3 8 条第 3 項別表第 3 に規定する家庭及び保健の教科に関する科目は、平成 1 6 年度以前の入学生は、なお、従前の規定による。

(教職課程 (栄養) 設置に伴う改正)

附 則 (平成 1 8 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 7 年度以前の入学者については、改正後の第 5 2 条の規定にかかわらず、なお従前の規定による。

(薬学部及び健康管理学研究科設置に伴う改正)

3 第28条に規定する成績評価は、平成18年度1年次入学生から適用する。

附 則（平成19年4月1日）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

（「教員組織の整備」に係る学校教育法の改正に伴う改正および教職課程（中学保健体育、高校保健体育、中学社会並びに高校公民）設置に伴う改正）

附 則（平成19年7月26日）

この学則は、平成19年7月26日から施行する。

（別表1－（4）薬学部薬学科授業科目の一部変更に伴うに伴う改正）

附 則（平成20年4月1日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

（秋季入学制度の導入に伴う改正）

附 則（平成20年12月19日）

この学則は、平成20年12月19日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日までの人間社会学部社会福祉学科入学者については、改正後の第42条の規定に関わらず、なお従前の規定による。
- 3 第38条第2項及び第3項の健康栄養学科に係る部分は、平成20年度以前の入学生については、なお従前の規定による。
- 4 平成21年3月31日までの入学者については、改正後の第52条の規定にかかわらず、従前の規定による。

附 則（平成22年4月1日）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者については、改正後の第38条第3項別表第2－（1）及び別表第2－（2）にかかわらず、従前の規定による。
- 3 平成21年度以前の入学者については、改正後の第36条および第38条第3項にかかわらず、従前の規定による。

附 則（平成23年4月1日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度から平成25年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度 ＼ 学科	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国際観光学科	860人	800人	780人
社会福祉学科	400人	380人	360人

3 平成22年度以前の入学者については、改正後の第38条第3項別表第2及び第3にかかわらず、なお従前の規定による。

4 平成22年度以前の入学者については、改正後の第52条の規定にかかわらず、なお従前の規定による。

(実習教育費の見直しによる改正)

附 則 (平成24年4月1日)

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前の入学者については、改正後の第38条第2項の規定にかかわらず、なお、従前の規定による。

附 則 (平成25年1月30日)

この学則は、平成25年1月30日から施行する。

(学則別表第6 指定科目《精神保健福祉士受験資格》の一部変更に伴う改正)

附 則 (平成25年4月1日)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月1日)

この学則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(在学期間の制限及び徴収金に関する改正)

附 則 (平成26年10月1日)

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

1 聴講生に関する改正

2 センター、全学教育会議、グローバル推進協議会、履修証明プログラム履修生及び交換留学生、特待生に関する事項の追記等に伴う改正

附 則 (平成28年4月1日)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和２年４月１日）

- 1 この学則は、令和２年４月１日から施行する。
（休学期間等の変更に関する改正）
- 2 令和２年３月３１日までの入学者については、改正後の第５２条の規定にかかわらず、なお従前の規定による。

附 則（令和３年４月１日）

- 1 この学則は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 令和３年度から令和５年度までの収容定員は、第４条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度 ＼ 学科	令和３年度	令和４年度	令和５年度
国際観光学科	790人	820人	840人
社会福祉学科	310人	280人	260人

附 則（令和４年４月１日）

この学則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年４月１日）

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年４月１日）

- 1 この学則は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 令和６年３月３１日までの入学者については、改正後の第５２条、第５３条から第５９条の２の規定にかかわらず、なお従前の規定による。

附 則（令和７年４月１日）

この学則は、令和７年４月１日から施行する。

学則別表１－（１）

人間社会学部 国際観光学科 授業科目

[別紙参照]

学則別表１－（２）

人間社会学部 社会福祉学科 授業科目

[別紙参照]

学則別表１－（３）

健康管理学部 健康栄養学科 授業科目

[別紙参照]

学則別表 1－(4)

薬学部 薬学科 授業科目

[別紙参照]

学則別表第 2－(1)

教育職員免許状授与の所要資格を得るための科目（栄養教諭を除く）

教職に関する科目				
免許法施行規則に定める科目		本学開講授業科目		備考
科目名	単位数	科目名	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	中 2 8 高 2 4	社会科教育法Ⅰ	2	中学社会必修
		社会科教育法Ⅱ	2	
		社会科地理歴史科教育法	2	中学社会及び高校地理歴史必修
		社会科公民科教育法	2	中学社会必修
		地理歴史科教育法	2	高校地理歴史必修
		保健体育科教育法Ⅰ	2	中学保健体育必修
		保健体育科教育法Ⅱ	2	
		保健体育科教育法Ⅲ	2	中学保健体育及び
		保健体育科教育法Ⅳ	2	高校保健体育必修
		英語科教育法Ⅰ	2	中学英語必修
		英語科教育法Ⅱ	2	
		英語科教育法Ⅲ	2	中学英語及び高校
		英語科教育法Ⅳ	2	英語必修
		福祉科教育法Ⅰ	2	高校福祉必修
		福祉科教育法Ⅱ	2	
教育の基礎的理解に関する科目	1 0	教育原理	2	必修
		教師論	2	必修
		教育制度論	2	必修
		教育心理学	2	必修
		特別支援教育	1	必修
		教育課程論	2	必修
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科	中 1	道徳教育論	2	中一種免許のみ必修

目	0 高 8	総合的な学習の時間の指導法	1	必修
		特別活動論	2	必修
		教育方法論	2	必修
		生徒指導論	1	必修
		進路指導論	1	必修
		教育相談（カウンセリングを含む。）	2	必修
		ICT を活用した教育の理論及び方法	1	必修
教育実践に関する科目	中 5 高 3	教育実習 A	4	中一種免許のみ必修
		教育実習 B	2	高一種免許のみ必修
		事前・事後指導	1	必修
	2	教職実践演習（中・高）	2	必修
大学が独自に設定する科目	中 4 高 1 2	人権と平和	2	
		道德教育論	2	高一種免許のみ（再掲）

教科及び教科の指導法に関する科目については以下の通り単位を修得すること。

・教科に関する専門的事項に関する科目は、各免許種に応じて学則別表第3より20単位以上修得すること。

・教科の指導法に関する科目は、中一種免8単位以上、高一種免4単位以上修得すること。

大学が独自に設定する科目については以下の通り単位を修得すること。

・「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」を、中学校教諭一種免許状では4単位、高等学校教諭一種免許状では12単位以上修得すること。

すべての教育職員免許状に共通

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目				
科目名	単位数	科目名	単位数	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	全学共通科目（再掲） 必修
体育	2	スポーツ実習 A	1	全学共通科目（再掲） 2単位選択必修
		スポーツ実習 B	1	
		スポーツ実習 C（キャンプ実習）	1	
		スポーツ実習 D（スキー・スノーボード実習）	1	

外国語コミュニケーション	2	英語 I A	1	全学共通科目 (再掲) 2単位以上を選択必修
		英語 I B	1	
		英語 II A	1	
		英語 II B	1	
		英語 III A	1	
		英語 III B	1	
		中国語 I A	1	
		中国語 I B	1	
		中国語 II A	1	
		中国語 II B	1	
		コリア語 I A	1	
		コリア語 I B	1	
		コリア語 II A	1	
		コリア語 II B	1	
		フランス語 I A	1	
		フランス語 I B	1	
		フランス語 II A	1	
		フランス語 II B	1	
情報機器の操作	2	コンピュータ基礎 I A	1	全学共通科目 (再掲) 必修
		コンピュータ基礎 I B	1	

学則別表第2－(2)

教育職員免許状（栄養教諭一種）授与の所要資格を得るための科目

教職に関する科目				
免許法施行規則に定める科目		本学開講授業科目		備考
科目名	単位数	科目名	単位数	
教育の基礎理解に関する科目	8	教育原理	2	必修
		教師論	2	必修
		教育制度論	2	必修
		教育心理学	2	必修
		特別支援教育	1	必修

		教育課程論	2	必修
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	道徳教育論	2	必修
		総合的な学習の時間の指導法	1	必修
		特別活動論	2	必修
		教育方法論	2	必修
		生徒指導論（栄養）	2	必修
		教育相談（カウンセリングを含む。）	2	必修
教育実践に関する科目	2	事前・事後指導（栄養）	1	必修
		栄養教育実習	1	必修
	2	教職実践演習（栄養教諭）	2	必修
栄養に係る教育に関する科目				
免許法施行規則に定める科目		本学開講授業科目		備考
科目名	単位数	科目名	単位数	
栄養に係る教育に関する科目	4	学校栄養教育論	2	必修
		食教育論	2	必修

学則別表第3－（1）

中学校教諭一種免許状（社会）教科に関する専門的事項

免許法施行規則に定める科目区分	本学開講授業科目		備考
科目名	科目名	単位数	
日本史・外国史	日本史	2	必修
	世界史	2	必修
	観光史	2	
	日本文化論	2	
地理学（地誌を含む。）	地理学	2	必修
	観光地理学	2	
	長崎研究	2	
	民俗学	2	
	環境デザイン論	2	
	地誌	2	必修
「法律学、政治学」	法学	2	必修

	政治学	2	
	旅行業法・約款	2	
	家族法	2	
	行政法	2	
「社会学、経済学」	社会学概論	2	必修
	観光経済論	2	
	マーケティング論	2	
	地域振興論	2	
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	2	
	倫理学	2	
	観光倫理	2	
	宗教学	2	必修

免許状取得に必要な最低修得単位数 20 単位。

20 単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目とする。

学則別表第 3－（2）

高等学校教諭一種免許状（地理歴史）教科に関する専門的事項

免許法施行規則に定める科目区分	本学開講授業科目		備考
科目名	科目名	単位数	
日本史	日本史	2	必修
	日本文化論	2	
外国史	世界史	2	必修
	観光史	2	
人文地理学・自然地理学	地理学	2	必修
	観光地理学	2	
地誌	国内観光資源	2	
	地域観光研究 A（アジア・オセアニア）	2	
	地域観光研究 B（アメリカ・ヨーロッパ）	2	
	海外観光資源 A	2	
	海外観光資源 B	2	
	長崎研究	2	
	民俗学	2	
	環境デザイン論	2	
	地誌	2	必修

免許状取得に必要な最低修得単位数 20 単位。

20 単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目とする。

学則別表第 3－（3）

中学校及び高等学校教諭一種免許状（英語）教科に関する専門的事項

免許法施行規則に定める科目区分	本学開講授業科目	備考
-----------------	----------	----

科目名	科目名	単位数	
英語学	英語学	2	必修
	英語表現法 A	2	
	英語表現法 B	2	
英語文学	英語文学	2	必修
英語コミュニケーション	英会話	2	
	異文化コミュニケーション論	2	
	英語コミュニケーション A	2	} 選択必修
	英語コミュニケーション B	2	
	旅行ビジネス英語	2	
	ホテルビジネス英語	2	
	英語 I A	1	
	英語 I B	1	
	英語 II A	1	
	英語 II B	1	
	英語 III A	1	
	英語 III B	1	
	TOEIC 対策 A	2	
	TOEIC 対策 B	2	
	Practical English I A	2	
	Practical English I B	2	
	Practical English II A	2	
	Practical English II B	2	
	Practical English III A	1	
	Practical English III B	1	
	English Reading Skills I	2	
	English Reading Skills II	2	
	English Reading Skills III	2	
	English Writing Skills I	2	
	English Writing Skills II	2	
	English Writing Skills III	2	
異文化理解	国際関係論	2	
	国際交流研究	2	
	比較文化論	2	必修
	国際観光論	2	
	言語と文化 A	2	
	言語と文化 B	2	

免許状取得に必要な最低修得単位数 20 単位。

20 単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目とする。

中学校及び高等学校教諭一種免許状（保健体育）教科に関する専門的事項

免許法施行規則に定める科目区分	本学開講授業科目		備考
科目名	科目名	単位数	
体育実技	測定評価	2	
	マリンスポーツⅠ	1	
	マリンスポーツⅡ	1	
	コンディショニング	1	必修
	ジョギング・ウォーキング	1	
	ダンス	1	必修
	水泳	1	必修
	陸上競技	1	必修
	球技 A	1	必修
	球技 B	1	必修
	器械体操	1	必修
	武道	1	必修
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	スポーツ社会学	2	必修
	スポーツ原理	2	必修
	発育発達論	2	
	スポーツ運動学	2	必修
	スポーツ心理学	2	必修
	トレーニング論	2	
	スポーツマネジメント	2	必修
	地域スポーツ	2	
生理学（運動生理学を含む。）	機能解剖学	2	必修
	運動生理学	2	必修
	バイオメカニク	2	

	ス		
衛生学・公衆衛生学	公衆衛生	2	必修
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健学	2	必修
	スポーツ医学	2	必修

免許状取得に必要な最低修得単位数 20 単位。

20 単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目とする。

学則別表第 3－（5）

高等学校教諭一種免許状（福祉）教科に関する専門的事項

免許法施行規則に定める科目区分	本学開講授業科目		備考
科目名	科目名	単位数	
社会福祉学（職業指導を含む。）	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2	必修
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	2	必修
	社会保障Ⅰ	2	必修
	社会保障Ⅱ	2	必修
高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	高齢者福祉	2	必修
	児童・家庭福祉	2	必修
	障害者福祉	2	必修
社会福祉援助技術	ソーシャルワークの基盤と専門職（共通）	2	必修
	ソーシャルワークの基盤と専門職（社会）	2	必修
	ソーシャルワークの理論と方法（社会）Ⅰ	2	
	ソーシャルワークの理論と方法（共通）Ⅱ	2	
	ソーシャルワーク演習（共通）	1	必修
介護理論・介護技術	介護福祉論	2	必修
	介護概論ⅠA	2	必修
	介護概論ⅠB	2	ケアワークコースのみ必修
	生活支援技術ⅢA	1	ケアワークコースのみ必修
	生活支援技術ⅢB	1	
	生活支援技術ⅣA	1	ケアワークコース以外履修不可
	生活支援技術ⅣB	1	

	介護援助技術	1	ケアワークコース以外 必修
社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）	ソーシャルワーク実習（社会）Ⅱ	4	ケアワークコース以外 必修
	ソーシャルワーク実習指導（社会）Ⅰ	1	
	ソーシャルワーク実習指導（社会）Ⅱ	1	
	ソーシャルワーク実習指導（社会）Ⅲ	1	
	介護実習Ⅰ	4	ケアワークコースのみ 必修
	介護総合演習Ⅰ	2	ケアワークコース以外 履修不可
人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	介護基礎学Ⅰ	2	必修
	介護基礎学Ⅱ	2	必修
加齢に関する理解・障害に関する理解	発達と老化の理解Ⅰ	2	ケアワークコース のみ必修
	発達と老化の理解Ⅱ	2	
	認知症の理解Ⅰ	2	
	認知症の理解Ⅱ	2	
	障害の理解Ⅰ	2	
	障害の理解Ⅱ	2	
	加齢と障害に関する理解	2	ケアワークコース以外 必修

免許状取得に必要な最低修得単位数 20 単位。

20 単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目とする。

学則別表第 4

指定科目（学芸員資格）

博物館法に定める科目		本学開講授業科目	
科目名	単位数	科目名	必修単位数
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2
博物館概論	2	博物館概論	2
博物館経営論	2	博物館経営論	2
博物館資料論	2	博物館資料論	2
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2
博物館展示論	2	博物館展示論	2
博物館教育論	2	博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2
博物館実習	3	博物館実習 A	1
		博物館実習 B	1
		博物館実習 C	1

計	19	計	19
---	----	---	----

学則別表第5

指定科目（社会福祉士受験資格）

厚生労働省告示に定める科目	本学開講授業科目		
科目名	科目名	単位数	時間数
医学概論	医学概論	2	30
心理学と心理的支援	心理学	2	30
社会学と社会システム	社会学	2	30
社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2	30
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	2	30
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	2	30
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職（共通）	2	30
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	ソーシャルワークの基盤と専門職（社会）	2	30
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法（共通）Ⅰ	2	30
	ソーシャルワークの理論と方法（共通）Ⅱ	2	30
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法（社会）Ⅰ	2	30
	ソーシャルワークの理論と方法（社会）Ⅱ	2	30
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	30
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	30
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	2	30
社会保障	社会保障Ⅰ	2	30
	社会保障Ⅱ	2	30
高齢者福祉	高齢者福祉	2	30
障害者福祉	障害者福祉	2	30
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉	2	30
貧困に対する支援	貧困に対する支援	2	30
保健医療と福祉	保健医療と福祉	2	30
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	2	30
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	2	30
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習（共通）	1	30
ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習（社会）Ⅰ	1	30
	ソーシャルワーク演習（社会）Ⅱ	1	30
	ソーシャルワーク演習（社会）Ⅲ	1	30
	ソーシャルワーク演習（社会）Ⅳ	1	30
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導（社会）	1	30

	I		
	ソーシャルワーク実習指導（社会）	1	3 0
	II		
	III		
	ソーシャルワーク実習指導（社会）	1	3 0
	III		
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習（社会） I	2	6 0
	ソーシャルワーク実習（社会） II	4	1 8 0

注) 厚生省告示に定める科目

学則別表第 6

指定科目（精神保健福祉士受験資格）

厚生労働省告示に定める科目	本学開講授業科目		
科目名	科目名	単 位 数	時 間 数
医学概論	医学概論	2	3 0
心理学と心理的支援	心理学	2	3 0
社会学と社会システム	社会学	2	3 0
社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策 I	2	3 0
	社会福祉の原理と政策 II	2	3 0
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制 I	2	3 0
	地域福祉と包括的支援体制 II	2	3 0
社会保障	社会保障 I	2	3 0
	社会保障 II	2	3 0
障害者福祉	障害者福祉	2	3 0
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	2	3 0
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	2	3 0
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	2	3 0
精神医学と精神医療	精神医学と精神医療 I	2	3 0
	精神医学と精神医療 II	2	3 0
現代の精神保健の課題と支援	現代の精神保健の課題と支援 I	2	3 0
	現代の精神保健の課題と支援 II	2	3 0
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職（共通）	2	3 0
精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理 I	2	3 0
	精神保健福祉の原理 II	2	3 0
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法（共通） I	2	3 0
	ソーシャルワークの理論と方法（共通） II	2	3 0
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法（精神） I	2	3 0
	ソーシャルワークの理論と方法（精	2	3 0

	神) II		
精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	2	3 0
精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	2	3 0
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習 (共通)	1	3 0
ソーシャルワーク演習 (専門)	ソーシャルワーク演習 (精神) I	1	3 0
	ソーシャルワーク演習 (精神) II	1	3 0
	ソーシャルワーク演習 (精神) III	1	3 0
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導 (精神) I	1	3 0
	ソーシャルワーク実習指導 (精神) II	1	3 0
	ソーシャルワーク実習指導 (精神) III	1	3 0
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習 (精神) I	2	6 0
	ソーシャルワーク実習 (精神) II	4	1 5 0

注) 厚生省告示に定める科目

学則別表第 7

指定科目 (介護福祉士受験資格)

厚生労働省告示に定める科目教育内容		本学開講授業科目		
領域	教育内容	科目名	単位 数	時間 数
人間と社会	人間の尊厳と自立	ソーシャルワークの基盤と専門職 (共通)	2	3 0
		ソーシャルワークの基盤と専門職 (社会)	2	3 0
	人間関係とコミュニケーション	ソーシャルワークの理論と方法 (社会) I	2	3 0
		福祉サービスの組織と経営	2	3 0
	社会の理解	社会の理解	2	3 0
		社会保障 I	2	3 0
	人間と社会に関する選択科目	社会福祉の原理と政策 I	2	3 0
		社会福祉の原理と政策 II	2	3 0
		児童・家庭福祉	2	3 0
介護	介護の基本	介護概論 I A	2	3 0
		介護概論 I B	2	3 0
		介護概論 II A	2	3 0
		介護概論 II B	2	3 0
		介護概論 III A	2	3 0
		介護概論 III B	2	3 0
	コミュニケーション技術	ソーシャルワーク演習 (共通)	1	3 0
		コミュニケーション技術	1	3 0
	生活支援技術	生活支援技術 I A	1	3 0
		生活支援技術 I B	1	3 0
		生活支援技術 II A	1	3 0

		生活支援技術ⅡB	1	30
		生活支援技術ⅢA	1	30
		生活支援技術ⅢB	1	30
		生活支援技術ⅣA	1	30
		生活支援技術ⅣB	1	30
		生活支援技術ⅤA	1	30
		生活支援技術ⅤB	1	30
	介護過程	介護過程Ⅰ	1	30
		介護過程ⅡA	1	30
		介護過程ⅡB	1	30
		介護過程ⅢA	1	30
		介護過程ⅢB	1	30
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	2	60
		介護総合演習Ⅱ	1	30
		介護総合演習Ⅲ	1	30
	介護実習	介護実習Ⅰ	4	180
		介護実習Ⅱ	2	90
		介護実習Ⅲ	4	180
ころとからだのしくみ	発達と老化の理解	発達と老化の理解Ⅰ	2	30
		発達と老化の理解Ⅱ	2	30
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ	2	30
		認知症の理解Ⅱ	2	30
	障害の理解	障害の理解Ⅰ	2	30
		障害の理解Ⅱ	2	30
	こころとからだのしくみ	心理学	2	30
		医学概論	2	30
		介護基礎学Ⅰ	2	30
		介護基礎学Ⅱ	2	30
医療的ケア	医療的ケア	介護における医療的ケアⅠ	4	60
		介護における医療的ケアⅡ	2	30

学則別表第8

指定科目（栄養士資格）

指定基準による教育内容及び単位数			本学開講授業科目		
教育内容	単位数		教育内容	単位数	
	講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康	4	4	公衆衛生学Ⅰ	2	
			公衆衛生学Ⅱ	2	
人体の構造と機能	8		解剖生理学Ⅰ	2	
			解剖生理学Ⅱ	2	

			解剖生理学実習		1
			栄養生理学実習		1
			生化学	2	
			微生物学	2	
食品と衛生	6		食品学Ⅰ	2	
			食品学Ⅱ	2	
			食品学実習		1
			食品衛生学	2	
			食品衛生学実習		1
栄養と健康	8	1 0	基礎栄養学	2	
			基礎栄養学実習		1
			応用栄養学Ⅰ	2	
			応用栄養学Ⅱ	2	
			応用栄養学Ⅲ	2	
			応用栄養学実習		1
栄養の指導	6		栄養教育論Ⅰ	2	
			栄養教育論Ⅱ	2	
			栄養教育論実習Ⅰ		1
			栄養教育論実習Ⅱ		1
			公衆栄養学Ⅰ	2	
			公衆栄養学実習		1
給食の運営	4		給食経営管理論Ⅰ	2	
			給食経営管理論Ⅱ	2	
			給食経営管理実習（学内）		1
			調理科学（食品加工学を含む）	2	
			調理学実習Ⅰ		1
			調理学実習Ⅱ		1
			調理学実習Ⅲ		1
			臨地実習Ⅰ（給食の運営）		1
			臨地実習Ⅱ（給食経営管理）		1
小計	3 6	1 4	小計	3 8	1 5
合計	5 0		合計	5 3	

学則別表第9

指定科目（管理栄養士国家試験受験資格）

指定基準による教育内容及び単位数				本学開講授業科目			
分野	教育内容	単位数		分野	教育内容	単位数	
		講義又は演習	実験又は実習			講義又は演習	実験又は実習

専門基礎分野	社会・環境と健康	6	10	専門基礎科目	公衆衛生学Ⅰ	2	1			
					公衆衛生学Ⅱ	2				
					健康科学実習					
					健康管理論	2				
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14					解剖生理学Ⅰ	2	1	
							解剖生理学Ⅱ	2		
							解剖生理学実習			1
							栄養生理学実習			1
							生化学	2	1	
							栄養代謝学	2		
							生化学実習			1
							臨床医学入門Ⅰ	2		
							臨床医学入門Ⅱ	2		
							微生物学	2		
							微生物学実習		1	
	食べ物と健康	8					食品学Ⅰ	2	1	
							食品学Ⅱ	2		
							食品学実習			1
							食品衛生学	2		1
							食品衛生学実習		1	
							調理科学（食品加工学を含む）	2	1	
							調理学実習Ⅰ			1
							調理学実習Ⅱ			1
							調理学実習Ⅲ			1
					専門分野	基礎栄養学	2	8	専門基礎科目	基礎栄養学
		基礎栄養学実習		1						
応用栄養学	6			応用栄養学Ⅰ		2	1			
				応用栄養学Ⅱ		2				
				応用栄養学Ⅲ		2				
				応用栄養学実習						
栄養教育論	6			栄養教育論Ⅰ		2	1			
				栄養教育論Ⅱ		2				
				栄養教育論Ⅲ		2				
				栄養教育論実習Ⅰ			1			
				栄養教育論実習Ⅱ			1			
臨床栄養学	8			臨床栄養管理学Ⅰ		2				
				臨床栄養管理学Ⅱ		2				
				臨床栄養管理学Ⅲ		2				

				臨床栄養管理学Ⅳ	2	
				臨床栄養管理実習		1
				治療食実習		1
	公衆栄養学	4		公衆栄養学Ⅰ	2	
				公衆栄養学Ⅱ	2	
				公衆栄養学実習		1
	給食経営管理論	4		給食経営管理論Ⅰ	2	
				給食経営管理論Ⅱ	2	
				給食経営管理実習（学内）		1
	総合演習	2		総合演習Ⅰ	1	
				総合演習Ⅱ	1	
	臨地実習		4	臨地実習Ⅰ（給食の運営）		1
				臨地実習Ⅱ（給食経営管理論）		1
				臨地実習Ⅲ（公衆栄養学）		1
				臨地実習Ⅳ（臨床栄養学A）	2単位 選択必修	1
				臨地実習Ⅴ（臨床栄養学B）		2
合計		8 2		合計	8 2	

学則別表第10

指定科目（食品衛生管理者資格・食品衛生監視員資格）

食品衛生法・同施行令に指定する科目				本学開講授業科目		
学科		科目	備考	左記区分に該当する科目名	単位数	備考
A 群	化学関係	分析化学 有機化学 無機化学	1 科目以上	基礎栄養学実習	1	必修
				基礎の化学	2	選択
				生物有機化学	2	選択
				栄養の化学演習	1	必修
				基礎化学実習	1	選択
				食品学実習	1	必修
B 群	生物化学関係	生物化学 食品化学 生理学	1 科目以上	生化学	2	必修
				食品学Ⅰ	2	必修
				解剖生理学Ⅰ	2	必修
				解剖生理学Ⅱ	2	必修
				栄養生理学実習	1	必修
C 群	微生物学関係	微生物学	1 科目以上	微生物学	2	必修

		食品保存学		微生物学実習	1	必修
				食品学Ⅱ	2	必修
D 群	公衆衛生学関係	公衆衛生学	1 科目以上	公衆衛生学Ⅰ	2	必修
		食品衛生学		公衆衛生学Ⅱ	2	必修
		衛生行政学		健康科学実習	1	必修
		疫学		食品衛生学	2	必修
				食品衛生学実習	1	必修
2 2 単位以上				小計 3 0 単位		
E 群	その他関連科目	病理学		栄養代謝学	2	必修
				臨床医学入門Ⅰ	2	必修
				臨床医学入門Ⅱ	2	必修
				生化学実習	1	必修
		医学概論		健康管理論	2	必修
		栄養学		基礎栄養学	2	必修
				応用栄養学Ⅰ	2	必修
				応用栄養学Ⅱ	2	必修
				応用栄養学Ⅲ	2	必修
				応用栄養学実習	1	必修
				栄養と薬	2	選択
		環境保健学		地球環境論	2	選択
1 8 単位以上				小計 2 2 単位		
最低取得単位数 4 0 単位以上				取得単位 5 2 単位		